

# 令和5年度 指導監査説明会

障害児入所施設（福祉型・医療型）、  
児童発達支援センター（福祉型・医療型）対象

横浜市こども青少年局監査課

# 目次

1	指導監査の概要について	
1- 1	指導監査の種類	3
1- 2	指摘事項の定義	4
1- 3	一般指導監査の流れ	6
1- 4	指導監査の周期	8
1- 5	指導監査基準(確認項目一覧)	9
1- 6	指導監査当日の流れ	10
1- 7	その他連絡事項	11
1- 8	令和5年度年間指導監査実施計画	12
2	令和5年 条例改正について	13

# 1-1 指導監査の種類

## 一般指導監査

- 実地において、指導監査基準（確認項目一覧）に沿って確認を実施します。
- 一般指導監査の結果、継続して検査が必要とされる場合については、再調査を実施することがあります。

## 特別指導監査

- 施設の運営等に問題が発生した場合若しくは発生のおそれがあると認められる場合など、必要に応じて随時実施します。

# 1-2 指摘事項の定義

## 文書指摘事項

- 関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のために必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。
- また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
- 文書指摘事項については、改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- 指導監査の結果については、施設等を利用しようとする方等への情報提供に努めるため、改善報告書の概要を本市ホームページに掲載します。

# 1-2 指摘事項の定義

## 口頭指摘事項

- 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。
- なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。

## 助言事項

- 法令又は通知の違反は認められないものの、施設等の運営に資するものと考えられる事項について口頭により助言を行います。
- 助言事項についても、原則として文書を交付します。

# 1-3 一般指導監査の流れ（監査実施まで）

指導監査実施方針の決定

年間指導監査実施計画の決定

指導監査実施通知

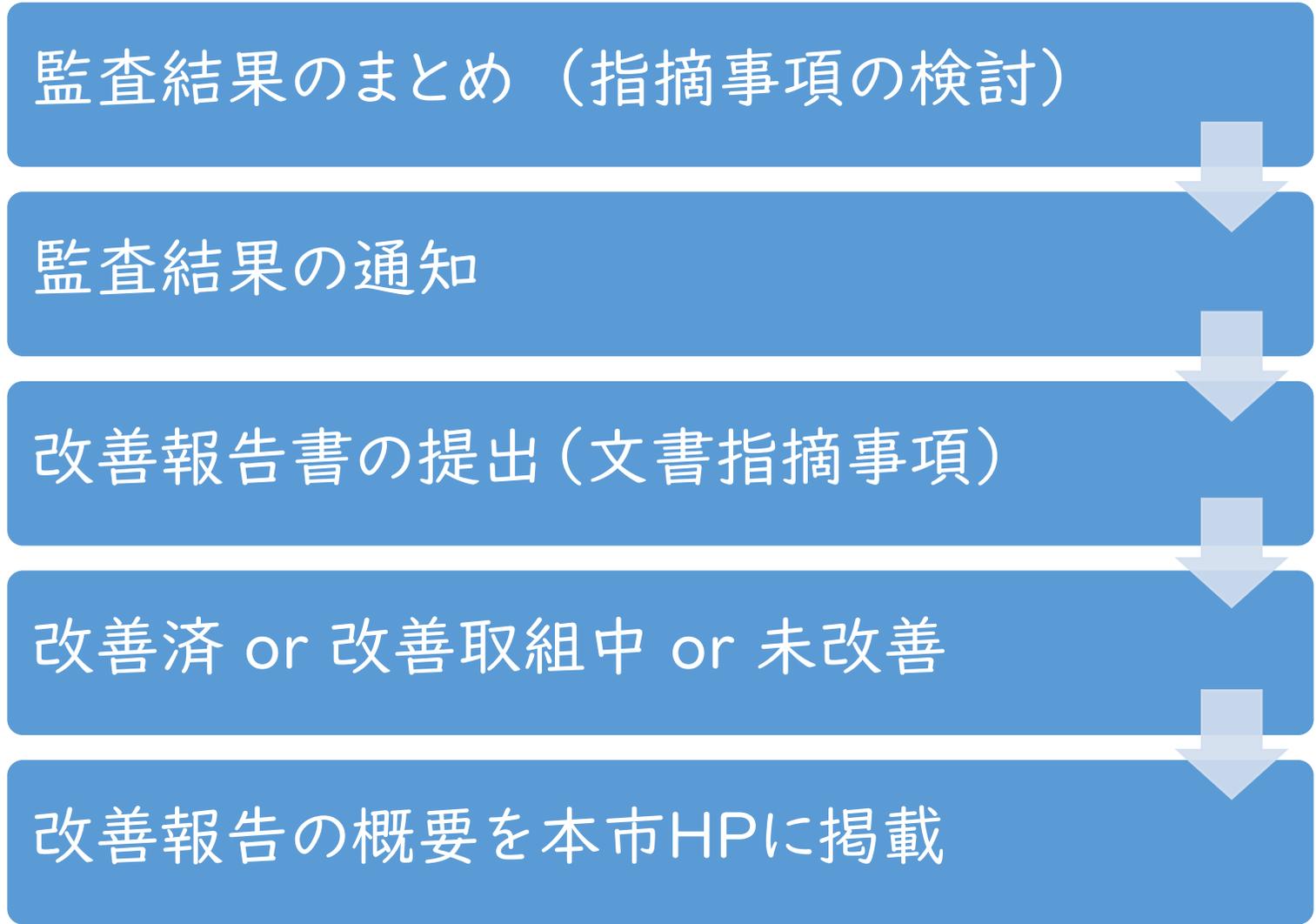
（自己点検表の作成及び提出の依頼）

指導監査（資料確認、ヒアリング等）

・監査対象先の決定

・提出を求めた報告書の内容等により検査が必要と認められる場合は、臨時監査を実施

# 1-3 一般指導監査の流れ（監査実施後）



- ・監査の結果、継続して検査が必要とされる場合は、再調査を実施

- ・法人又は施設の運営等に問題が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合などは、特別指導監査を実施

## 1-4 指導監査の周期

### 施設の一般指導監査

- 原則として1年に1回、実地で実施。
- ただし、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合は、2年に1回。
- 監査を行わない年であっても、自己点検表を提出していただきます。

# 1-5 指導監査基準（確認項目一覧）

◆指導監査においては、次の厚生労働省通知に示されています標準確認項目を基とした指導監査基準（確認項目一覧）の項目・着眼点に沿って確認を行います。

- ・障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日障発0426003号）
- ・指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成26年3月28日障発0328第4号）

◆次の項目以外の事項についても、必要と認める場合には、確認を行います。

指導監査基準は下記のURLに掲載しています。

【こども青少年局HP】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/gaiyou.html>

## 1-6 指導監査当日の流れ(※)

【午前】

9:30

施設到着

挨拶、職員自己紹介

監査の流れ(タイムスケジュールの説明)

施設設備の確認

9:50

書類の確認

関係者へのヒアリング

【12:00~13:00 休憩】

【午後】

13:00

書類の確認

関係者へのヒアリング

16:00

施設長への事実確認

16:15

講評

16:30

指導監査終了

※1日監査の場合(半日監査の場合は、午前・午後にそれぞれ同様の流れで実施します。)

# 1-7 その他連絡事項

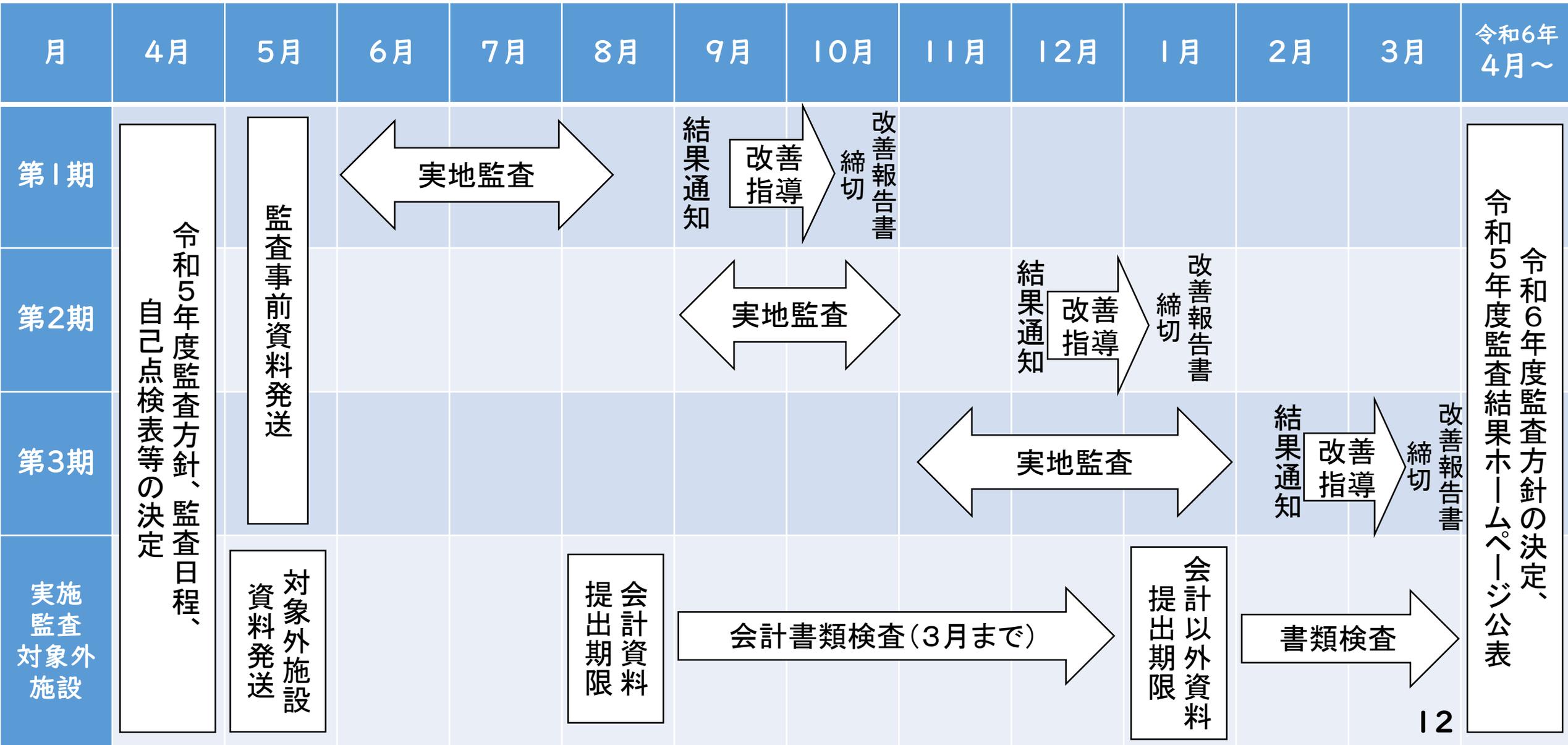
(1) 指導監査日程は、原則として変更できません。

(2) 指導監査実施前に自己点検表等の作成及び提出をお願いします。

(3) 指導監査実施当日には、当日準備資料の準備をお願いします。

※システム等で記録・保管されている資料のうち、画面上で効率的に確認できる資料については、閲覧できるパソコン等をご準備いただければ、印刷して紙媒体で準備する必要はありません。(必要に応じて最小限の印刷をお願いします。また、複数人で監査に伺うことから、各担当が同時に確認作業を行えるよう御配慮をお願いします。)

# 1-9 令和5年度 年間指導監査実施計画



## 2 令和5年 条例改正について

障害児施設の基準に係る条例(※)の令和5年度の主な改正点は、①～③のとおりです。

※横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

①児童の安全の確保を図るため、安全計画の策定、研修・訓練等の定期的な実施等が義務付けられました。

(経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務とされています。)

## 2 令和5年 条例改正について

②事業所外での活動等、児童の移動のために自動車を運行する場合、児童の乗降の際に、点呼等の方法により所在を確認することが義務付けられました。

さらに、児童発達支援センターについては、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合、当該自動車にブザー等の児童の見落とし防止装置を備え、これを用いて上記の所在確認を行うことが義務付けられました。(経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務とされています。)

③児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことを受け、施設長の懲戒権限の濫用に関する規定が削除されました。

説明会資料は以上となります。

指導監査の実施に御協力をお願いします。

こども青少年局 監査課  
電話：671-4193